

議案第 66 号

播磨内陸広域行政協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、播磨内陸
広域行政協議会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

播磨内陸広域行政協議会規約の一部を改正する規約

播磨内陸広域行政協議会規約（昭和 45 年播磨内陸広域行政協議会規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 252 条の 2」を「第 252 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。

播磨内陸広域行政協議会規約の一部を改正する規程新旧対照表

現行	改正
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第252条の2</u>の規定に基づき、協議会を構成する市町（以下「構成市町」という。）に共通する諸問題について、広域的な処理方法を協議し、又は管理執行することにより、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">以下、省略。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第252条の2の2</u>の規定に基づき、協議会を構成する市町（以下「構成市町」という。）に共通する諸問題について、広域的な処理方法を協議し、又は管理執行することにより、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">以下、省略。</p>